

# 居宅介護支援契約書

この契約書は、  
様（これ以降「利用者」と略します）と社会福祉法人  
妙心福祉会（これ以下「事業者」と略します）との間に居宅介護支援サービスを実施する  
ための取り決めを行うために作成します。

## （契約の目的）

**第1条** 事業者は、介護保険法及びそのほかの関係する法令ならびにこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において、その心身の状態や有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、この計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、居宅介護サービス事業者などとの連絡調整や、その他の便宜を提供します。

## （契約期間）

**第2条** この契約の契約期間は次のとおりとします。

契約の開始日 平成 年 月 日

契約の満了日 利用者の要介護（または要支援）認定の有効期間満了日。

- 2 契約満了日までに、利用者から契約を終わらせようとする申し出がない場合、自動的に更新されます。

## （利用者負担金）

**第3条** この契約に関わる利用者負担金は、一切ありません。

## （利用者の解約権）

**第4条** 利用者は、7日間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。

2 サービスの提供にあたり事業者の著しい不信行為があった場合は、前項の規定に関わらず予告期間を設けることなく、契約を解約することができます。

### (事業者の解約権)

**第5条** 事業者は、次の場合に限り契約を解約することができます。

- (1) 利用者の著しい不信行為があるなどの理由により、契約を継続することが困難になった場合
- (2) 利用者が事業者の通常の事業の実施区域外に転居し、事業者において居宅介護支援サービスの継続が困難であると見込まれる場合

2 事業者は、契約を解約する場合にあっても、その理由を文書により利用者に示すこととします。

### (契約の終了)

**第6条** この契約は、次のいずれかに該当する場合、終了します。

- (1) 利用者から第2条第2項に定める契約を終了させようとする意思表示があり、契約期間が満了した場合
- (2) 第4条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合
- (3) 第5条に定める事業者からの解約の意思表示がなされた場合
- (4) 次のいずれかに該当することにより、居宅介護支援サービスを提供することができなくなった場合

- ① 利用者が介護保険施設に入所したとき
- ② 利用者が認知症対応型共同生活介護、又は特定施設入居者生活介護を受けることとなり、入所したとき
- ③ 利用者が要介護認定において、自立と認定されたとき
- ④ 利用者が死亡したとき

### (賠償責任)

**第7条** 事業者は、居宅介護支援サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。

2 事業者は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、直ちにその原因、対応等の概況を記載した文書を利用者又は利用者の家族に交付し、併せて状況を十分説明いたします。

### (事故発生時の対応)

**第8条** 事業者は利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、介護サービス事業所、市町村に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

2 事業者は事故が発生した場合その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

### (苦情対応)

**第9条** 事業者は、事業者の提供した居宅介護支援サービス及び事業者が作成した居宅サービス計画に基づき提供された居宅サービスについて苦情を受けるための窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、利用者から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。

2 利用者は、いついかなるときにおいても苦情の申し立てを行うことができ、また、苦情の申し立てを行うことにより、事業者およびサービス事業者は一切、不利益な取り扱いをいたしません。

3 事業所は苦情の対応・処理に際して必要に応じて市町村または国民健康保険団体連合会へその概要について報告し適切な対応について指示を仰ぎます。

4 事業者は苦情の申し立てがあった場合には、次の手順によりその解決を図ります。

(1) 利用者や介護サービス提供事業所からの事情聴取により、事実関係を把握します。

(2) 苦情に係る問題点を把握し対応策を検討し、必要な改善を行います。

(3) 利用者に対し、調査結果や講じた措置の内容を納得が得られるよう説明します。

### (サービスの提供の記録など)

**第10条** 事業者は、サービス提供の記録などを完結の日から、少なくとも2年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付します。

2 事業者は、第6条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者の指定するほかの居宅介護支援事業者などへサービスの提供の記録などの写しを交付するものとします。

### (守秘義務)

**第11条** 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報を、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても第三者に漏らしません。

2 但し、次に定めるところにより、事業者は利用者及びその家族に関する個人情報を、必要最小限の範囲内で、使用できるものとします。

#### (1) 使用する目的

- ア 事業所が、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画を立案するために、必要な情報収集と確認作業を行う必要がある場合。
- イ 居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合
- ウ 指定居宅サービス事業者との連絡調整において必要となった場合

#### (2) 使用するにあたっての条件

- ア 情報の提供は、①に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して洩れることのないように細心の注意を払うこと。
- イ 事業所は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について経過を記録しておくこと。

#### (3) 使用する期間

契約締結日から契約終了日までの間。

### (契約外条項)

**第12条** 介護保険法及びそのほかの関係する法令ならびにこの契約書に定めのない事項については、利用者と事業者の協議により定めることとします。

上記のとおり、居宅介護支援サービスの提供に関する契約を締結します。上記契約の証として、本契約書を2部作成し、利用者及び事業者記名押印のうえ、それぞれ1部ずつを保有します。

平成 年 月 日

(事業者) 所在地 新潟市中央区堀之内3丁目1番21号

事業所名 社会福祉法人 妙心福祉会

代表者職・氏名 理事長 武藤 雅己 印

(利用者) ご住所

お名前 印

(代理人) ご住所

お名前 印

(立会人) ご住所

お名前 印